

第1問 独立当事者参加に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 訴訟の当事者の一方を相手方とする独立当事者参加の申出があったときは、参加の申出の書面は、当該当事者の一方に送達すれば足りる。

イ 独立当事者参加の申出においては、参加の趣旨だけでなく、その理由も、明らかにしなければならない。

ウ 独立当事者参加の申出は、第一審の口頭弁論終結の時までにしなければならない。

エ 独立当事者参加をした者がある場合において、当事者の一人について訴訟手続の中断の原因があるときは、その中断は、全員についてその効力を生ずる。

オ 独立当事者参加をした者がある場合において、参加前の原告又は被告が口頭弁論をしたときは、その原告又は被告は、当該訴訟から脱退することができない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第2問 民事訴訟における当事者の死亡に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、幾つあるか。

ア 当事者が死亡した場合において、その相続人は、相続の放棄をすることができる間であっても、訴訟手続を受け継ぐことができる。

イ 労働契約上の地位を有することの確認を求める訴えを提起していた原告がその訴訟の係属中に死亡したときは、当該訴訟は、当然に終了する。

ウ 当事者が死亡した場合において、その相続人が訴訟手続を受け継いだときは、既にされていた訴訟行為は、その相続人の利益となる限度においてのみその効力を生ずる。

エ 当事者が死亡した場合において、訴訟代理人がある間は、訴訟手続は、中断しない。

オ 判決書の正本の送達後に当事者が死亡したことによりその進行を停止した控訴期間については、訴訟手続の受継の通知又はその続行の時から、新たに全期間の進行を始める。

1 1個 2 2個 3 3個 4 4個 5 5個

第3問 弁論主義に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 所有権に基づく土地の明渡請求訴訟において、原告が被告に対して当該土地の使用を許した事実を原告自身が主張し、裁判所がこれを確定した場合には、被告が当該事実を自己の利益に援用しなかったときでも、裁判所は、当該事実を判決の基礎とすることができる。

イ 裁判所は、原告及び被告の間に仲裁の合意があることが証拠から認められる場合には、被告が当該合意の存在を主張していないときであっても、訴えを却下することができる。

ウ 裁判所は、売買代金請求訴訟において、被告が同時履行の抗弁権を基礎付ける客観的事実を主張し、この事実が証拠から認められる場合には、被告が当該抗弁権を行使する旨の意思を表明していないときであっても、同時履行の抗弁を判決の基礎とすることができる。

エ 裁判所は、債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟において、債務者である被告が原告である債権者の過失となるべき事実を主張し、この事実が証拠から認められる場合には、被告が過失相殺の主張をしていないときであっても、過失相殺の抗弁を判決の基礎とすることができる。

オ 土地の所有権の移転の登記手続請求訴訟において、当該土地につき、原告がAから原告の被相続人Bへの売却及びBから原告への相続があったことを主張し、被告がAからCへの売却があったことを主張した場合において、AからBへの売却の後、BからCへの死因贈与があったことが証拠から認められるときは、裁判所は、BからCへの死因贈与があったことを判決の基礎とすることができる。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第4問 文書提出命令に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 専ら文書の所持者の利用に供するための文書（国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。）は、挙証者と当該文書の所持者との間の法律関係について作成された文書として、文書提出義務の対象となることはない。

イ 公務員の職務上の秘密に関する文書について、当該監督官庁が、当該文書の提出により他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることを理由として、当該文書がその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるものに該当する旨の意見を述べたときは、裁判所は、その提出を命ずることができない。

ウ 裁判所は、第三者に対して文書の提出を命じようとする場合には、その第三者を審尋しなければならない。

エ 当事者が文書提出命令に従わない場合において、相手方が、当該文書の記載に関して具体的な主張をすること及び当該文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することが著しく困難であるときは、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めなければならない。

オ 証拠調べの必要性を欠くことを理由として文書提出命令の申立てを却下する決定に対しては、その必要性があることを理由として独立に不服の申立てをすることはできない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第5問 確定判決に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 金銭の支払請求を認容する判決が確定した場合でも、その金銭支払請求権について他に時効中断の方法がないときは、再度、その金銭支払請求権の履行を求める訴えを提起することができる。

イ 口頭弁論終結前に生じた損害につき定期金による賠償を命ずる判決が確定した場合においては、口頭弁論終結後に損害額の算定の基礎となった事情に著しい変更が生じたときであっても、当該判決の変更を求める訴えを提起することができない。

ウ 所有権に基づく抹消登記手続請求を認容した確定判決は、その理由中で原告の所有権の存在を認定していても、所有権の存否について既判力を有しない。

エ 当事者が前訴の既判力を援用しなかった結果、後訴の裁判所が誤って既判力に抵触する判断をした場合には、当該判決は、無効となる。

オ 土地の所有権確認の訴えを提起して敗訴した者が、再度、同じ土地の所有権確認の訴えを提起した場合には、前訴の口頭弁論終結後の事情を主張してい

るときであっても、前訴判決の既判力により、後訴は不適法な訴えとして却下される。

- 1 アウ 2 アエ 3 イオ 4 イウ 5 エオ

第6問 仮差押命令に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 主たる債務者の委託を受けない保証人が弁済をした場合に取得する求償権は、当該弁済の前であっても、仮差押命令の被保全権利とすることができる。

イ 仮差押命令は、動産を目的とする場合であっても、その目的物を特定して発しなければならない。

ウ 仮差押命令の申立てについて口頭弁論を経て決定をする場合には、その決定には、理由を付さなければならない。

エ 仮差押命令において定められた仮差押解放金を債務者が供託したときは、その仮差押命令は、発令の時に遡ってその効力を失う。

オ 仮差押えの執行は、債権者に対して仮差押命令が送達された日から2週間を経過したときは、これをしてはならない。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第7問 担保不動産競売における売却手続に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 不動産の上に存する留置権は、売却により消滅する。

イ 期間入札において、自らが最高の価額で買受けの申出をしたにもかかわらず、執行官の誤りにより当該入札が無効と判断されて他の者が最高価買受申出人と定められたため、買受人となることができなかつたことを主張する入札人は、この者が受けた売却許可決定に対し、執行抗告をすることができる。

ウ 買受人は、売却許可決定後に自己の責めに帰することができない事由により不動産に損傷が生じた場合には、当該損傷が軽微であるときであっても、執行裁判所に対し、代金を納付する時までその決定の取消しの申立てをすることができる。

エ 申立債権者は、買受人が代金を納付する期限までに代金を納付しなかった場合には、次順位買受申出人がいないときであっても、当該買受人の同意を得なければ、不動産担保権の実行の申立てを取り下げることができない。

オ 執行裁判所は、担保不動産競売の対象とされた土地に、その競売の対象とはされていない建物が存在する場合であっても、当該土地を買受人に引き渡すべき旨を命ずることができる。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第8問 司法書士の義務に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 司法書士は、業務の依頼をしようとする者から求めがあったときは、報酬の基準を示さなければならないが、その求めがなかったときは、当該基準を示すことを要しない。

イ 司法書士は、補助者を置いたときは、遅滞なく、その旨を所属の司法書士会に届け出なければならない。

ウ 司法書士は、法務局又は地方法務局の長に対する登記に関する審査請求の手續について代理することの依頼については、正当な事由がある場合でなくても、拒むことができる。

エ 刑事訴訟における証人として証言する場合には、司法書士であった者は、業務上取り扱った事件について知ることのできた秘密を他に漏らすことが許されるが、司法書士は、当該秘密を他に漏らすことは許されない。

オ 司法書士は、事件簿を調製し、かつ、その閉鎖後5年間保存しなければならない。

- 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第9問 弁済供託に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 弁済の目的物について損傷のおそれがあるときは、弁済者は、裁判所の許可を得て、これを競売に付し、その代金を供託することができる。

イ 建物の賃貸借における賃料の支払場所について別段の意思表示がない場合において、賃貸人が死亡し、その地位を承継すべき相続人が不明であるため、

賃借人が賃貸人の死亡後に発生した賃料につき債権者不確知を原因とする弁済供託をするときは、賃借人の現在の住所地の供託所にしなければならない。

ウ 建物の賃貸借における賃料の支払日が「前月末日」、支払場所が「賃貸人の住所」とされている場合において、賃借人が平成25年6月17日に同年7月分の賃料を賃貸人の住所に持参したものの、賃貸人がその受領を拒否したときは、賃借人は、当該賃料の弁済供託をすることができる。

エ 建物の賃貸借における賃料の増額について当事者間に協議が調わない場合において、賃借人が賃貸人に従来 of 賃料と同じ額を相当と認める額として弁済の提供をしたのに対し、賃貸人がその受領を拒否したときは、賃借人は、その額の弁済供託をすることができる。

オ 受領拒否を原因とする弁済供託をする場合には、供託者は、供託官に対し、被供託者に供託通知書を発送することを請求しなければならない。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第10問 営業保証供託に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 登記された法人が営業保証供託に係る供託金について供託物払渡請求書に官庁から交付を受けた支払証明書を添付して還付請求をする場合において、その額が10万円未満であるときは、供託物払渡請求書又は委任状に押された印鑑につき登記所の作成した証明書を供託物払渡請求書に添付することを要しない。

イ 営業主以外の第三者が営業保証供託をすることは、できない。

ウ 供託根拠法令において主たる事務所の最寄りの供託所に営業保証供託をしなければならないとされている場合において、有価証券を供託している事業者がその主たる事務所を移転したために主たる事務所の最寄りの供託所に変更が生じたときは、当該事業者は、移転後の主たる事務所の最寄りの供託所への供託物の保管替えを請求することができる。

エ 営業保証供託に係る供託金の差替えは、供託金の取戻請求権が差し押さえられているときは、することができない。

オ 営業保証供託の供託者は、その供託金全額についての払渡しと同時に、又はその後でなければ、当該供託金の供託金利息の払渡請求をすることができない。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第11問 弁済供託の受諾に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 被供託者が供託所に対して供託物還付請求権の譲渡の通知をした場合であっても、その通知に供託を受諾する旨が積極的に明示されていない限り、供託者は、供託物の取戻請求をすることができる。

イ 被供託者の債権者が債権者代位権を行使することにより供託物の還付請求をすることができる場合には、当該債権者は、債権者代位権の行使として、被供託者に代わって、受諾をすることができる。

ウ 供託を受諾する旨を記載した書面には、印鑑証明書を添付することを要しない。

エ 受諾をした後は、これを撤回することができない。

オ 共有建物の賃貸借における賃料について受領拒否を原因とする弁済供託がされている場合において、数人の被供託者のうち一人が受諾をしたときは、供託者は、当該受諾に係る部分以外の供託金についても、取戻請求をすることができない。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第12問 主登記又は付記登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 根抵当権の極度額の変更の登記は、主登記によってされる場合と付記登記によってされる場合とがある。

イ 破産手続開始の登記は、主登記によってされる場合と付記登記によってされる場合とがある。

ウ 賃借権を先順位抵当権に優先させる旨の同意の登記は、付記登記によってされる。

エ 抵当権の順位の譲渡についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行としての抵当権の処分禁止の登記は、付記登記によってされる。

オ 所有権を自己信託の対象とした場合における当該所有権が信託財産となった旨の権利の変更の登記は、付記登記によってされる。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第13問 一の申請情報によって申請することができる登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、複数の不動産について申請がされる場合には、当該不動産は、同一の登記所の管轄区域内に在るものとする。

ア 所有権の登記名義人の氏名の記録に錯誤がある場合において、当該登記名義人が住所を移転したときは、錯誤による氏名についての更正の登記と住所移転による住所についての変更の登記とは、一の申請情報によって申請することができる。

イ 同一の債務を担保するため、A所有の甲土地及びB所有の乙土地について、日を異にして抵当権が設定された場合には、甲土地及び乙土地に係る抵当権の設定の登記は、一の申請情報によって申請することができる。

ウ 根抵当権の設定者である株式会社が破産手続開始の決定を受けた場合には、当該根抵当権の元本の確定の登記と当該根抵当権の代位弁済による移転の登記とは、一の申請情報によって申請することができる。

エ A所有の甲土地及びB所有の乙土地について、Cを仮登記の登記権利者とし、代物弁済の予約を仮登記原因とする所有権移転請求権の仮登記は、一の申請情報によって申請することができる。

オ 信託財産に属する不動産に関する権利が受託者の固有財産となった場合には、信託の登記の抹消と当該権利の変更の登記とは、一の申請情報によって申請しなければならない。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第14問 抵当権又は根抵当権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、アからウまでの記述中にある株式会社は、全て取締役会設置会社とする。

ア A株式会社及びB株式会社の代表取締役が同一人である場合において、A株式会社の債務を担保するため、B株式会社所有の不動産に根抵当権を設定する旨の登記を申請するときは、B株式会社の取締役会の承認を受けたことを証する情報を提供しなければならない。

イ A株式会社及び同社の代表取締役であるBが共有する不動産の全体について、同社及びBを連帯債務者とする抵当権の設定の登記を申請するときは、同社の取締役会の承認を受けたことを証する情報を提供することを要しない。

ウ A株式会社を債務者兼設定者とし、同社と代表取締役を同じくするB株式会社を抵当権者とする抵当権の設定の仮登記がされている場合において、解除を登記原因として、当該仮登記の抹消を申請するときは、B株式会社の取締役会の承認を受けたことを証する情報を提供することを要しない。

エ 元本の確定前の根抵当権の債務者兼設定者であるAについて相続が開始し、その未成年の子Bとその親権者Cとが相続人である場合において、相続によるBへの所有権の移転の登記がされた後、Cを債務者とする民法第398条の8第2項の合意の登記を申請するときは、Bについて特別代理人の選任の審判があったことを証する情報を提供しなければならない。

オ 一般社団法人A所有の不動産に対し、同法人の理事であるBを債務者とする抵当権の設定の登記を申請するときは、同法人について特別代理人の選任があったことを証する情報を提供しなければならない。

(参考)

民法

第398条の8 (略)

2 元本の確定前にその債務者について相続が開始したときは、根抵当権は、相続開始の時に存する債務のほか、根抵当権者と根抵当権設定者との合意により定めた相続人が相続の開始後に負担する債務を担保する。

3, 4 (略)

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第15問 書面申請における印鑑に関する証明書の添付に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 登記上の利害関係を有する第三者の承諾を得て、付記登記によってする地役権の変更の登記を申請する場合において、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面に添付すべき印鑑に関する証明書は、作成後3か月以内のものであることを要しない。

イ 売主Aと買主Bとの間の売買を登記原因とする所有権の移転の登記と同時にした買戻特約の登記について、買戻権の移転の登記を申請する場合には、Aの印鑑に関する証明書を提出することを要しない。

ウ 地上権の設定の登記の抹消を申請する場合においては、登記義務者が登記識別情報を提供することができないときであっても、当該登記義務者の印鑑に関する証明書を提出することを要しない。

エ 取締役会設置会社と取締役との間の利益が相反する行為を登記原因とする登記を申請する場合において、当該行為の承認に関する取締役会の議事録に押印された印鑑に関する証明書を添付して当該議事録を提供したときは、当該印鑑に関する証明書の原本の還付を請求することはできない。

オ 建物を新築する場合における不動産工事の先取特権の保存の登記を申請するときは、登記義務者の印鑑に関する証明書を提出することを要しない。

- 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第16問 次のような登記事項の記録（抜粋）がある不動産に関する後記1から5までの記述のうち、正しいものは、どれか。

権利部（甲区）（所有権に関する事項）

順位番号

1

2

付記1号

3

付記1号

4

登記の目的

所有権移転

所有権移転請求権仮登記

余白

2番所有権移転請求権の移転請求権仮登記

余白

条件付所有権移転仮登記

余白

3番条件付所有権の移転

仮差押

受付年月日・受付番号

平成11年1月11日

第111号

平成12年2月22日

第2222号

余白

平成15年5月15日

第5555号

余白

平成13年3月13日

第3333号

余白

平成14年4月4日

第4444号

平成16年6月23日

第6666号

権利者その他の事項

原因 平成11年1月11日売買

所有者 A

原因 平成12年2月22日売買予約

権利者 B

余白

原因 平成15年5月15日売買予約

権利者 E

余白

原因 平成13年 3月13日売買（条件 売買代金完済）

権利者 C

余白

原因 平成14年 4月 4日売買

権利者 D

原因 平成16年 6月16日東京地方裁判所仮差押命令

債権者 F

1 Eを登記権利者とし、Bを登記義務者として、2番付記1号所有権移転請求権の移転請求権仮登記の本登記を申請する場合には、Fの承諾を証するFが作成した情報又はFに対抗することができる裁判があったことを証する情報を提供しなければならない。

2 Cを登記権利者とし、Aを登記義務者として、Fの承諾を証するFが作成した情報又はFに対抗することができる裁判があったことを証する情報を提供して、3番条件付所有権移転仮登記の本登記を申請することができる。

3 Aを登記権利者とし、Bを登記義務者として、2番所有権移転請求権仮登記の抹消を申請する場合には、Eの承諾を証するEが作成した情報又はEに対抗することができる裁判があったことを証する情報を提供することを要しない。

4 Eは、2番付記1号所有権移転請求権の移転請求権仮登記の抹消を単独で申請することができる。

5 Dは、3番付記1号条件付所有権の移転の登記の抹消を単独で申請することができる。

第17問 甲土地の所有権の登記名義人であるAには、配偶者B並びに子C及びDがおり、Cには、子Eがいる場合において、Aが死亡して相続が開始したときに申請すべき登記に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものは、どれか。

1 Aが遺言でCについて推定相続人の廃除の意思表示をしたときは、B、D及びEは、Cが推定相続人から廃除された旨の記載のある戸籍の全部事項証明

書を提供して、甲土地をB、D及びEの共有とする相続による所有権の移転の登記を申請することができる。

2 B、C及びD間で遺産分割協議を行った結果、Dが甲土地を取得することとされたときは、Dは、その旨の記載のあるB及びC間の証明書と、同旨の記載のあるDの証明書の2通を提供して、甲土地をDの単独所有とする相続による所有権の移転の登記を申請することができる。

3 Aの死亡後、Bが破産手続開始の決定を受け、その破産管財人FがAの遺産に関する遺産分割協議に参加し、Cが甲土地を取得することとされた場合において、当該遺産分割協議の結果に基づき、甲土地をCの単独所有とする相続による所有権の移転の登記を申請するときは、FがAの遺産に関する当該遺産分割協議をすることにつき裁判所の許可があったことを証する情報を提供しなければならない。

4 Aの遺産に関する遺産分割の調停調書に、「Cが甲土地を取得する代償として、Cの所有する乙建物を無償でCがBに譲渡する。」旨の条項があるときは、Bは、当該調停調書の正本を提供することにより、乙建物につき、単独で、遺産分割による贈与を登記原因とする所有権の移転の登記を申請することができる。

5 甲土地が祭祀財産であり、かつ、Aが遺言外でEを祭祀に関する権利を承継すべき者と指定した場合において、裁判外で作成したEを当該権利を承継すべき者として指定したことを証する情報を提供して祭祀財産の承継による所有権の移転の登記を申請するときは、B、C、D及びEが共同して、申請しなければならない。

第18問 判決による登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aに対してBへの所有権の移転の登記手続を命ずる判決が確定したものの、当該判決の確定後にBが死亡し、CがBを相続した場合には、Cは、当該判決について承継執行文の付与を受けなければ、単独でAからBへの所有権の移転の登記を申請することはできない。

イ AからBへの売買を原因とする所有権の移転の登記がされた後、Aが死亡した場合において、当該売買が錯誤によって無効であることが判明したときは、Aの共同相続人の一人であるCは、単独で、Bに対する所有権の移転の登記の

抹消の登記手続を命ずる確定判決を得て、当該所有権の移転の登記の抹消を申請することができる。

ウ AからBへの所有権の移転の登記手続をすることを内容とする仲裁判断につき確定した執行決定がある場合であっても、Bは、単独で当該所有権の移転の登記を申請することはできない。

エ A所有の不動産について、反対給付との引換えにAからBへの所有権の移転の登記手続をすることを内容とする和解調書に基づき、Bが単独で当該所有権の移転の登記を申請する場合には、当該和解調書に執行文の付与を受けなければならない。

オ Aに対してBへの所有権の移転の登記手続を命ずる確定判決に基づき、Bが単独で当該所有権の移転の登記を書面申請の方法により申請する場合には、添付情報として提供する判決書の正本に当該判決の確定証明書及びAへの送達証明書を添付しなければならない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第19問 登記官の職権による登記の抹消に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 滞納処分による差押えがされている不動産の公売処分がされ、当該公売処分による所有権の移転の登記がされた場合には、当該差押えの後に登記された抵当権の設定の登記は、登記官の職権により、抹消される。

イ 所有権の移転の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行としての処分禁止の登記がされた不動産について、当該仮処分の債権者を登記権利者とし、当該仮処分の債務者を登記義務者とする所有権の移転の登記がされるとともに、仮処分に後れる登記が抹消される場合には、当該処分禁止の登記は、登記官の職権により、抹消される。

ウ 売買を登記原因とする所有権の移転の登記と同時にした買戻特約の登記がされている不動産について、買戻権の行使による所有権の移転の登記がされた場合には、当該買戻特約の登記の後にされた滞納処分に関する差押えの登記は、登記官の職権により、抹消される。

エ 個人である債務者に係る破産手続開始の登記がされている不動産について、破産管財人が裁判所の許可を得て任意売却し、その所有権の移転の登記がされた場合には、当該破産手続開始の登記は、登記官の職権により、抹消される。

オ 地上権の設定の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行としての処分禁止の登記及び保全仮登記がされた不動産について、当該保全仮登記に基づく本登記がされた場合には、当該処分禁止の登記は、登記官の職権により、抹消される。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第20問 登記記録に次のような記録（抜粋）がある甲土地について、乙区2番で抹消された乙区1番の根抵当権の設定の登記の回復を申請する場合（以下この申請を「本件申請」という。）に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用は、ないものとする。

権利部（甲区）（所有権に関する事項）

順位番号

1

登記の目的

所有権移転

受付年月日・受付番号

平成19年8月1日

第1111号

権利者その他の事項

原因 平成19年5月1日相続

所有者 A

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号

1

2

3

登記の目的

根抵当権設定

1 番根抵当権抹消

地上権設定

受付年月日・受付番号

平成20年1月11日

第222号

平成25年2月1日

第333号

平成25年3月1日

第444号

権利者その他の事項

原因 平成20年1月11日設定

極度額 金2,000万円

根抵当権者 B

原因 平成25年2月1日解除

原因 平成25年3月1日設定

地上権者 C

ア 乙区2番の抹消後に甲土地を買い受けたと主張するDが現れたとしても、甲土地について、その旨のAからDへの所有権の移転の登記がされない限り、Dは、本件申請における登記義務者とはならない。

イ 登記権利者及び登記義務者が書面申請の方法により共同して本件申請をする場合には、登記義務者の印鑑に関する証明書を添付情報として提供することを要しない。

ウ 申請人は、本件申請の添付情報として、Cの承諾を証するCが作成した情報又はCに対抗することができる裁判があったことを証する情報を提供しなければならない。

エ 本件申請における登録免許税の額は、8万円となる。

オ 本件申請により根抵当権の設定の登記の回復がされるときは、乙区4番でその回復の登記がされるとともに、乙区5番で、当該設定の登記の受付番号等、抹消された当該設定の登記と同一の登記事項をもって、根抵当権の設定の登記がされる。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第21問 登記記録に次のような記録（抜粋）がある甲土地について、後記1から5までの記述のうち、第1欄に掲げる事由が生じた場合に、第2欄に掲げる登記原因及びその日付でXを登記権利者とする持分の移転の登記の申請をすることができるものは、どれか。

なお、当該持分の移転の登記の申請は、平成25年7月1日にされたものとする。

権利部（甲区）（所有権に関する事項）

順位番号

1

2

登記の目的

所有権移転

A持分全部移転

受付年月日・受付番号

平成12年1月5日

第55号

平成25年4月1日

第1000号

権利者その他の事項

原因 平成12年1月5日売買

共有者 持分2分の1 A

2分の1 X

原因 平成25年3月31日売買

共有者 持分2分の1 B

第1欄

1 平成25年3月1日、Bは、Xとの間で、Xのために甲土地のAの持分をBが取得し、同年6月30日付けで取得した持分をXに移転することを内容とする委任契約を締結した。甲土地の甲区2番の登記は、当該委任契約に基づき、Xのために、Bの名でされたものである。

2 平成25年6月30日、Bは、Xとの間で、離婚に伴う財産分与とは別に、不法行為に基づく慰謝料及びその遅延損害金の支払に代えて甲土地のBの持分をXに移転することを約した。

3 Bは、被保佐人であるが、平成25年6月30日、保佐人Yの同意を得ずに、Xに対し、甲土地のBの持分を売却し、同年7月1日、当該売却につき、Yが同意した。

4 平成25年7月1日、Bは、Xとの間で、Xを業務執行組合員とする民法上の組合契約を締結し、当該組合契約に基づく出資として、Xに甲土地のBの持分を移転した。

5 平成25年6月30日、Bは、その持分を放棄する旨の意思表示をし、同年7月1日、Xは、当該意思表示を了知した。

第2欄

平成25年7月1日民法第646条第2項による移転

平成25年7月1日代物弁済

平成25年7月1日売買

平成25年7月1日民法第667条第1項の出資

平成25年7月1日持分放棄

(参考)

民法

第646条（略）

2 受任者は、委任者のために自己の名で取得した権利を委任者に移転しなければならない。

第667条 組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる。

2（略）

第22問 司法書士法務太郎は、甲土地の所有権の登記名義人であるAと乙土地の地上権の登記名義人であるBから、次のアからカまでの事情を聴取するとともに、聴取した事情に基づき、甲土地にBを権利者とする用益権の設定の登記をしたいが、その登記をすることができるかどうかを教えてほしいとの相談を受けたことから、どのような用益権を設定すべきかについて検討した上、回答することとした。後記1から5までの回答のうち、司法書士法務太郎の回答として正しいものは、どれか。

<A及びBから聴取した事情>

ア 甲土地の地目は雑種地であり、現在、Aが駐車場として使用している。

イ 用益権の設定の契約及び当該用益権の設定の登記の申請は、AとBが行う。

ウ 用益権の設定の目的は、Bにおいて、甲土地の東側1メートルの範囲に、乙土地上のB所有の設備から引いた地中電線路を埋設することにある。

エ 用益権は、甲土地の東側1メートルの範囲にのみ設定するものとし、当該用益権の設定のために分合筆等の甲土地についての表示に関する登記は、しない。

オ 用益権の存続期間は、50年とし、乙土地の地上権の存続期間内にとどめる。

カ Bは、設定した用益権に基づく甲土地の使用収益の対価として、年1万円をAに支払う。

1 「登記をすることができません。なぜなら、Bは、乙土地の所有権者ではないからです。」

2 「登記をすることができません。なぜなら、甲土地の一部に対する用益権の設定となるからです。」

3 「登記をすることができます。その際、用益権の設定の目的は、登記事項とはなりません。」

4 「登記をすることができます。その際、『存続期間 50年』を登記事項とすることができます。」

5 「登記をすることができます。その際、Bの住所は、登記事項とはなりません。」

第23問 次の1から5までの記述のうち、第1欄の各登記を申請する場合において、第2欄の①及び②の各事項がいずれも当該登記の登記事項であるものは、どれか。

第1欄

- 1 地上権の設定
- 2 不動産工事の先取特権の保存
- 3 質権の設定
- 4 抵当権の設定
- 5 採石権の設定

第2欄

- ①地代又はその支払時期の定めがあるときは、その定め
- ②地上権の譲渡を禁止する旨の定めがあるときは、その定め
- ①債務者の氏名又は名称及び住所
- ②利息に関する定めがあるときは、その定め
- ①存続期間の定めがあるときは、その定め
- ②質権の目的である不動産の用法に従い、その使用及び収益をすることができる旨の定めがあるときは、その定め
- ①債権に付した条件があるときは、その条件
- ②抵当権の消滅に関する定めがあるときは、その定め
- ①採石権の譲渡を禁止する旨の定めがあるときは、その定め
- ②採石権の内容又は採石料若しくはその支払時期の定めがあるときは、その定め

第24問 登記記録に次のような記録（抜粋）がある甲土地について、抵当権の登記の申請がされる場合に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

権利部（甲区）（所有権に関する事項）

順位番号

1

2

登記の目的

所有権移転

所有権一部移転

受付年月日・受付番号

平成24年9月20日

第9000号

平成25年1月8日

第100号

権利者その他の事項

原因 平成24年9月20日売買

所有者 A

原因 平成25年1月8日贈与

共有者 持分2分の1 B

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号

1

2

登記の目的

抵当権設定

抵当権設定

受付年月日・受付番号

平成24年 9 月20日

第9001号

平成25年 6 月28日

第6000号

権利者その他の事項

原因 平成24年 9 月20日金銭消費貸

借同日設定

債権額 金2,000万円

利息 年1.5%

損害金 年14.5%

債務者 C

抵当権者 D

原因 平成25年 6 月28日金銭消費貸

借同日設定

債権額 金1,000万円

利息 年2%

損害金 年14.5%

連帯債務者 A

B

抵当権者 E

ア DがBの持分に対する抵当権を放棄した場合には、A及びBを登記権利者とし、Dを登記義務者として、乙区1番の抵当権をA持分の抵当権とする変更の登記を申請することができる。

イ Cが死亡し、Cの相続人であるX及びY間において、遺産分割協議によりXがDの承認を得てCの債務を単独で引き受けた場合には、相続を登記原因として、Xを債務者とする乙区1番の抵当権の変更の登記を申請することができる。

ウ 乙区1番の抵当権の設定の登記を申請する際、損害金の定めとして、「年14.5%（年365日の日割計算）」とするところを誤って「年14.5%」と申請して

いた場合には、Eの承諾を証するEが作成した情報又はEに対抗することができる裁判があったことを証する情報を提供しなければ、乙区1番の抵当権の更正の登記を申請することができない。

エ A及びBがEに対して甲土地を代物弁済したことによりEを登記権利者とする共有者全員持分全部移転の登記をした場合には、Eは、代物弁済を登記原因として、乙区2番の抵当権の登記の抹消を申請することができる。

オ A及びBがEに対して甲土地に譲渡担保権を設定したことによりEを登記権利者とする共有者全員持分全部移転の登記をした場合には、Eは、混同を登記原因として、乙区2番の抵当権の登記の抹消を申請することができる。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第25問 A株式会社（以下「A社」という。）を吸収分割株式会社とし、B株式会社（以下「B社」という。）を吸収分割承継株式会社とする吸収分割があった場合における抵当権又は根抵当権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア A社を抵当権者とする抵当権について、会社分割を登記原因とするB社への抵当権の移転の登記を申請するときは、登記原因証明情報として、会社分割の記載があるB社の登記事項証明書を提供すれば、分割契約書を提供することを要しない。

イ A社を抵当権者とする抵当権について、会社分割を登記原因とするB社への抵当権の移転の登記を申請するときは、当該抵当権の設定の登記の際に通知された登記識別情報を提供しなければならない。

ウ A社を根抵当権者とする元本の確定前の根抵当権について、吸収分割契約においてB社を当該根抵当権の根抵当権者と定めたときは、分割契約書を提供すれば、会社分割を登記原因として、根抵当権者をB社のみとする根抵当権の移転の登記を申請することができる。

エ A社を債務者とする抵当権について、吸収分割契約においてB社が当該抵当権の被担保債務を承継する旨を定めなかったときは、会社分割による債務者の変更の登記を申請することを要しない。

オ A社を債務者とする元本の確定前の根抵当権について、B社に対して根抵当権者が吸収分割前から有する債権を当該根抵当権の被担保債権とするときは、

会社分割を登記原因とする債務者の変更の登記の後、債権の範囲の変更の登記を申請しなければならない。

- 1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第26問 仮登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 仮登記の登記義務者の住所地を管轄する地方裁判所は、仮登記の登記権利者の申立てにより、仮登記を命ずる処分をすることができる。

イ 仮登記の登記権利者が書面申請の方法により単独で仮登記を申請する場合には、当該登記権利者が登記手続をすることについて仮登記の登記義務者が承諾する旨の条項がある公正証書の正本を申請書に添付したとしても、当該登記義務者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

ウ 所有権移転請求権保全の仮登記のされた請求権の一部が移転した場合において、当該仮登記に基づく本登記は、仮登記の登記権利者のうちの一人から申請することができる。

エ 代物弁済の予約を仮登記原因とする所有権移転請求権保全の仮登記の本登記の申請は、非金銭債務を担保するためにされたものであることを証する情報を提供すれば、登記原因の日付が仮登記原因の日付として登記されている日から2か月の期間の経過後の日でなくても、することができる。

オ 抵当権の設定の登記について当該抵当権の放棄による抹消の仮登記がされた後、債権譲渡による当該抵当権の移転の登記がされている場合には、当該抵当権の譲受人を登記義務者として、当該仮登記に基づく本登記を申請することができる。

- 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第27問 甲土地（不動産の価額100万円）について、次のアからオまでの第1欄の各登記の申請をする場合の登録免許税の金額として、第2欄の金額が正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとし、また、当該申請は、登録免許税額が最も低額となるように申請するものとする。

第1欄

ア 敷地権の目的が甲土地の所有権のみであるA所有の敷地権付き区分建物について、順位1番と順位2番でそれぞれ登記された各抵当権間の順位の変更の登記

イ Aの持分にのみ債権額100万円の抵当権の設定の登記がされているA及びBが共有する甲土地について、AがBの持分の全部を取得し、その移転の登記がされた場合において、当該抵当権の効力を甲土地の所有権全部に及ぼす変更の登記

ウ Aを抵当権者とする順位1番の抵当権の設定の登記と、Aを抵当権者とする順位2番の抵当権の設定の登記がされている甲土地について、同一の登記原因によってする順位1番及び順位2番の各抵当権の登記の抹消

エ AからBへの贈与を登記原因とする持分2分の1の所有権の一部移転の登記がされている甲土地について、当該登記を所有権全部の移転の登記とする更正の登記

オ Aを賃借権者とする賃借権の設定の登記がされている甲土地について、Aが甲土地を相続により取得した場合にする相続を登記原因とするAへの所有権の移転の登記

第2欄

4,000円

1,000円

2,000円

1,000円

2,000円

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第28問 本店（外国会社にあつては、日本における営業所）の所在地においてする登記をすべき期間に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものは、幾つあるか。

ア 株式会社の監査役の選任決議がされた場合において、その前日に、被選任者が当該選任決議がされることを条件としてあらかじめその就任を承諾してい

たときは、当該承諾の日から2週間以内に監査役の就任による変更の登記をしなければならない。

イ 取締役会設置会社において、定款変更を伴わない本店移転に当たり、現実の移転をした日の後に、本店移転をする旨の取締役会決議があった場合には、当該取締役会決議の日から2週間以内に本店移転の登記をしなければならない。

ウ 事業譲渡の譲受会社が譲渡会社の商号を引き続き使用する場合において、譲受会社が譲渡会社の事業によって生じた債務を弁済する責任を負わないためには、当該譲受会社は、当該事業を譲り受けた日から1か月以内に免責の登記をしなければならない。

エ 合同会社を設立する場合には、社員になろうとする者の全ての出資の履行があった日又は社員になろうとする者が定めた日のいずれか遅い日から2週間以内に設立の登記をしなければならない。

オ 外国会社の商号の変更が本国である外国において生じたときは、その生じた日から3週間以内に、商号変更の登記をしなければならない。

1 1個 2 2個 3 3個 4 4個 5 5個

第29問 次の対話は、株式会社（委員会設置会社を除く。）の設立の登記の申請書に添付すべき書面のうち、出資の履行に関する書面（以下「出資履行書面」という。）に関する司法書士と補助者との間の対話である。司法書士の質問に対する次のアからオまでの補助者の解答のうち、適切でないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

司法書士： 払込取扱機関における預金口座に入金の記録のある預金通帳の写しを合てつした設立時代表取締役の作成に係る払込取扱金融機関に払い込まれた金銭を証明する書面（以下「合てつ書面」という。）は、発起設立と募集設立のいずれの場合でも、出資履行書面とすることができますか。

補助者：ア 発起設立の場合には、合てつ書面を出資履行書面とすることができますが、募集設立の場合には、合てつ書面を出資履行書面とすることはできません。

司法書士： それでは、合てつ書面における預金通帳の写しに記録されている預金口座への入金の日付が、定款の作成日後、その認証日より前のものである場合には、当該合てつ書面は、出資履行書面とすることができますか。

補助者：イ 定款は公証人の認証を受けなければ効力が生じませんので、当該預金口座への入金の日付が定款の認証日より前のものである場合には、当該合てつ書面は、出資履行書面とすることができません。

司法書士： 合てつ書面における預金通帳の写しに係る預金口座が設立時代表取締役名義のものであっても、当該合てつ書面は、出資履行書面とすることができませんか。

補助者：ウ 合てつ書面における預金通帳の写しに係る預金口座は、設立中の会社を代表する発起人の名義のものでなければならず、当該設立時代表取締役が発起人でない場合には、当該設立時代表取締役の名義の預金通帳の写しに係る当該合てつ書面は、出資履行書面とすることができません。

司法書士： 次に、払込金額が1,000万円とされている場合について考えてみましょう。合てつ書面における預金通帳の写しには、預金口座の現在残高としては1,000万円の記録があるものの、預金通帳の繰越しがされ、入金記録を合算しても、900万円分しかないとします。このような場合には、当該合てつ書面は、出資履行書面とすることができませんか。

補助者：エ 合てつ書面における預金通帳の写しは、当該預金口座に1,000万円が払い込まれた事実が明らかとなるものでなければなりませんので、当該写しにおいて1,000万円に相当する金額の入金記録の一部が欠落している場合には、当該合てつ書面は、出資履行書面とすることができません。

司法書士： それでは、合てつ書面における預金通帳の写しには、払込金額である1,000万円に相当する金額の入金記録はあるものの、設立の登記の申請の前日に100万円の出金記録があるため、当該預金口座の現在残高としては900万円の記録しかないとします。このような場合には、当該合てつ書面は、出資履行書面とすることができませんか。

補助者：オ 合てつ書面における預金通帳の写しは、払込金額である1,000万円に相当する金額の入金記録があるものであれば、引き出しの記録があるために当該預金口座の残高としては1,000万円に満たない記録しかないのであっても、当該合てつ書面は、出資履行書面とすることができます。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第30問 取締役会設置会社における株式に関する登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 株主名簿管理人の設置による変更の登記の申請書には、定款及びその者との契約を証する書面を添付しなければならない。

イ 当該取締役会設置会社が現に2以上の種類の株式を発行している場合において、株式の分割の効力発生と同時に当該株式の分割に係る分割比率を超えない範囲内で発行可能株式総数を増加したことによる変更の登記の申請書には、取締役会議事録を添付すれば、株主総会議事録を添付することを要しない。

ウ 全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記の申請書には、当該全部取得条項付種類株式につき株券を発行しているときであっても、株券の提出に関する公告をしたことを証する書面を添付することを要しない。

エ 株式無償割当てにより新たに株式を発行した場合における発行済株式の総数が増加したことによる変更の登記の申請書には、株主及び登録株式質権者に対して当該株主が割当てを受けた株式の数を通知したことを証する書面を添付しなければならない。

オ 発行済株式の総数が10万株である場合において、単元株式数を1,000株とする単元株式数の設定による変更の登記の申請は、することができない。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第31問 株式の併合による変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 株式の併合による変更の登記の申請書には、登記すべき事項として、変更後の資本金の額も、記載しなければならない。

イ 株式の併合をした場合においては、発行可能株式総数を変更する定款変更決議がなかったときでも、株式の併合による変更の登記の申請と同時に、当該株式の併合に係る併合比率に応じた発行可能株式総数の減少による変更の登記も、申請しなければならない。

ウ 現に2以上の種類の株式を発行している会社は、株式の種類ごとに異なった株式の併合に係る併合比率でした株式の併合による変更の登記の申請をすることができる。

エ 現に2以上の種類の株式を発行している会社は、ある種類の株式と別の種類の株式を併合する内容の株式の併合による変更の登記の申請をすることができる。

オ 株券発行会社がする株式の併合による変更の登記の申請書には、株券の提出に関する公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面を添付しなければならない。

- 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第32問 株式会社の取締役又は代表取締役の変更の登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 住居表示の実施により代表取締役の住所に変更があった場合には、代表取締役の住所の変更の登記を申請しなければならない。

イ 取締役を辞任したことにより代表取締役を退任したAの後任として新たに代表取締役に選定されたBの代表取締役の就任による変更の登記の申請書には、当該申請書に添付された取締役会議事録にAが登記所に提出している印鑑と同一の印鑑をBが押印しているときは、当該議事録に押印した取締役及び監査役の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付することを要しない。

ウ 代表取締役の就任による変更の登記の申請は、当該株式会社の代表取締役のうち少なくとも1名が日本に住所を有している場合でなければ、することができない。

エ 取締役会設置会社において、退任した取締役であつてなお取締役としての権利義務を有する者を代表取締役とする代表取締役の就任による変更の登記の申請は、することができない。

オ ある取締役に欠格事由が生じた場合でも、これにより定款で定めた取締役の員数に満たないこととなるときは、その後任者が選任されるまで、当該取締役の退任による変更の登記の申請は、することができない。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第33問 株式会社の会計監査人の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 公認会計士である会計監査人の重任による変更の登記の申請書には、当該会計監査人が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会において別段の決議がされなかったことにより当該株主総会におい

て再任されたものとみなされた場合であっても、公認会計士であることを証する書面を添付しなければならない。

イ 唯一の会計監査人が辞任した場合にする会計監査人の辞任による変更の登記は、新たに選任された会計監査人（一時会計監査人の職務を行うべき者も含む。）の就任による変更の登記と同時に申請しなければならない。

ウ 監査法人である会計監査人の就任による変更の登記の申請書には、登記すべき事項として、当該監査法人の名称及び当該監査法人が定めた書類等備置場所を記載しなければならない。

エ 監査役会が会計監査人を解任した場合にする会計監査人の解任による変更の登記の申請書には、監査役の全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

オ 会計監査人が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めを設けた場合には、会計監査人と当該契約を締結していないときであっても、会計監査人の責任の制限に関する定めの設定による変更の登記の申請をしなければならない。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第34問 会社が解散したときにする最初の清算人の登記又は清算終了の登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、当該会社が株式会社である場合又は合同会社である場合のいずれか一方の場合にのみ該当するものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 会社の定款の定め以外の方法によって清算人が就任した場合において、清算人の登記の申請書に定款を添付することを要しないときがある。

イ 清算人の登記の申請書には、登記すべき事項として、清算人としての氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

ウ 清算人が1名である場合にする清算人の登記の申請書には、当該清算人と解散時の代表取締役又は代表社員とが同一人であるときを除き、清算人の就任承諾書に押印された印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない。

エ 定款で定めた解散の事由の発生により会社が解散した場合には、最初の清算人が就任した日から2か月を経過する日より後の日でなければ、清算終了の登記の申請は、することができない。

オ 本店と支店が異なる登記所の管轄区域内にある会社はその本店の所在地において清算終了の登記を申請したときは、その支店の所在地において清算終了の登記を申請することを要しない。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第35問 一般社団法人（特例民法法人及び特例民法法人からの移行により設立するものを除く。）の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 設立の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

イ 存続期間についての定款の定めを廃止したときは、存続期間の廃止による変更の登記を申請しなければならない。

ウ 社員総会の決議により解散した一般社団法人を合併後存続する一般社団法人とする合併による変更の登記の申請は、することができる。

エ 理事会設置一般社団法人における新たな代表理事の就任による変更の登記の申請書には、代表理事の就任承諾書の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない。

オ 社員の資格の得喪に関する定款の定めは、登記事項である。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第36問 次の【事実関係】に記載された事実に基づき、司法書士法人シビルローが依頼を受けて申請をした登記の手続について、後記の間1から間3までに答えなさい。

【事実関係】

1 平成25年3月8日、民事二郎は、死亡した。

2 民事二郎は、生前に、別紙1のとおり、公正証書によって遺言をしていた。

3 民事二郎の相続関係は、別紙2の相続関係説明図のとおりであり、相続人は、他にいない。

4 上記2の遺言の第1条記載の土地（以下「甲土地」という。）の登記事項証明書は別紙3のとおりであり、当該遺言の第3条記載の土地（以下「乙土地」という。）の登記事項証明書は別紙4のとおりである。

- 5 平成25年4月12日、法務春男は、民事二郎の法定相続人に対し、遺言執行者への就職につき、承諾した。
- 6 平成25年5月10日、民事夏子は上記2の遺言の第2条の遺贈を、公益社団法人ジャスティスは当該遺言の第3条の遺贈をそれぞれ承認した。
- 7 平成25年6月7日、法務春男と司法秋男は、乙土地を目的として、上記2の遺言の第3条に基づき、別紙5の不動産売買契約書記載のとおり、売買契約を締結した。
- 8 平成25年7月5日、司法秋男は、法務春男に対し、乙土地の売買代金の全額を支払い、法務春男は、これを受領した。
- 9 平成25年7月5日、法務春男は、乙土地の抵当権者である株式会社甲乙丙興産に対し、抵当権の被担保債務、その利息及び遅延損害金の合計額の全額を支払い、株式会社甲乙丙興産は、法務春男に対し、別紙6の債務弁済証書を交付した。
- 10 株式会社甲乙丙興産の現在事項一部証明書は、別紙7のとおりである。
- 11 民事二郎の住民票の除票の写しは、別紙8のとおりである。
- 12 平成25年7月5日、関係当事者全員は、司法書士法人シビルローに対し、上記1から11までの事実に基づいて必要となる全ての登記申請手続の代理を依頼し、必要な書類を預託した。また、関係当事者のうち、申請情報と併せて提供すべき登記識別情報又は登記済証を提供することができない者は、司法書士法人シビルローに対し、資格者代理人による本人確認情報を作成し、提供することを依頼した。
- 13 法務春男及び司法秋男は、乙土地の売買を登記原因とする所有権の移転の登記の申請情報と併せて提供すべき登記原因を証する情報について、上記7の売買契約書の原本を使用せず、別に登記原因証明情報を作成して提供することとし、その起案を司法書士法人シビルローに依頼した。
- 14 司法書士法人シビルローは、上記13の依頼に基づき、別紙9の登記原因証明情報を起案し、法務春男及び司法秋男は、当該登記原因証明情報に署名押印した上、司法書士法人シビルローに交付した。
- 15 甲土地に係る不動産の課税標準の額は金2,424万2,400円であり、乙土地に係る不動産の課税標準の額は金3,636万3,600円である。

16 甲土地及び乙土地の所在地を管轄する登記所は、平成19年2月19日に不動産登記法附則第6条第1項の指定（いわゆるオンライン庁の指定）を受けている。

17 平成25年7月5日、司法書士法人シビルローは、書面申請の方法により、登記の申請を行った。

問1 【事実関係】に基づき、司法書士法人シビルローが申請した甲土地に係る各登記の登記の目的、登記原因及びその日付、申請人の氏名又は名称、添付情報、課税価格並びに登録免許税額について、司法書士法人シビルローが申請した登記の順に従って、第36問答案用紙の第1欄(1)から(3)までの各欄に記載しなさい。

問2 【事実関係】の14の登記原因証明情報（別紙9）における「登記の原因となる事実又は法律行為」欄の(X)の欄に記載すべき事実や法律行為について、箇条書で、第36問答案用紙の第2欄に記載しなさい。

問3 【事実関係】に基づき、司法書士法人シビルローが申請した乙土地に係る各登記の登記の目的、登記原因及びその日付、申請人の氏名又は名称、添付情報、課税価格並びに登録免許税額について、司法書士法人シビルローが申請した登記の順に従って、第36問答案用紙の第3欄(1)から(4)までの各欄に記載しなさい。

（答案作成に当たっての注意事項）

1 司法書士法人シビルローは、複数の登記の申請をする場合には、申請件数が最も少なくなるように登記を申請するものとする。

2 司法書士法人シビルローは、後記【添付情報一覧】に掲げる情報を添付情報として利用することができる場合は、これを添付情報として利用するものとする。

3 法務春男のほかに他の者が申請をすることができる場合であっても、法務春男が登記の申請をするものとする。

4 第36問答案用紙の第1欄及び第3欄の申請人の氏名又は名称欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。

(1) 「権利者」，「申請人」等の表示も記載するほか，持分の表示が必要な場合は，持分の表示も，記載する。

(2) 住所，本店又は代表機関の資格及び氏名は，記載することを要しない。

5 第36問答案用紙の第1欄及び第3欄の添付情報の欄に解答を記載するに当たっては，次の要領で行うこと。

(1) 添付情報の解答は，その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し，その記号（アからトまで）を記載する。

(2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても，後記【添付情報一覧】から選択し，その記号（アからトまで）を記載する。

(3) 後記【添付情報一覧】のAからTまでに掲げられた情報以外の情報（登記申請に関する委任状等）は，記載することを要しない。

6 第36問答案用紙の第1欄及び第3欄の各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり，記載すべき情報等がない場合には，その欄に「なし」と記載すること。

7 申請すべき登記がない場合には，第36問答案用紙の第1欄及び第3欄の登記の目的欄に「登記不要」と記載すること。

8 添付情報のうち，登記申請に際して有効期限の定めがあるものは，登記の申請時において，全て有効期限内のものであるものとする。

9 別紙は，いずれも，実際の様式とは異なる。また，別紙には，記載内容の一部が省略されているものがあり，別紙を含め，登記の申請に必要な添付情報は，いずれも，【事実関係】に沿う形で，法律上適式に作成されているものとする。

10 数字を記載する場合には，算用数字を使用すること。

11 登録免許税額の算出について，租税特別措置法等の特別法による税の減免の規定の適用は，ないものとする。

12 訂正，加入又は削除をしたときは，訂正は訂正すべき字句に線を引き，近接箇所に訂正後の字句を記載し，加入は加入する部分を明示して行い，削除は削除すべき字句に線を引いて，訂正，加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。

【添付情報一覧】

- ア 民事二郎の遺言公正証書（別紙1）
- イ 株式会社甲乙丙興産の債務弁済証書（別紙6）
- ウ 株式会社甲乙丙興産の現在事項一部証明書（別紙7）
- エ 民事二郎の住民票の除票の写し（別紙8）
- オ 登記原因証明情報（別紙9）
- カ 民事二郎の戸籍の一部事項証明書
- キ 民事冬子の戸籍の一部事項証明書
- ク 民事夏子の戸籍の一部事項証明書
- ケ 民事一郎の戸籍の一部事項証明書
- コ 民事二郎の法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書、戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本（カからケまでの戸籍の一部事項証明書を除く。）
- サ 民事冬子の住民票の写し（本籍の記載あり）
- シ 民事夏子の住民票の写し（本籍の記載あり）
- ス 民事一郎の住民票の写し（本籍の記載あり）
- セ 司法秋男の住民票の写し
- ソ 法務春男の印鑑に関する証明書
- タ 法務春男以外の申請人の印鑑に関する証明書
- チ 甲土地の所有権に関する登記識別情報又は登記済証
- ツ 乙土地の所有権に関する登記識別情報又は登記済証
- テ 乙土地の所有権以外の権利に関する登記識別情報又は登記済証
- ト 【事実関係】の12において作成した本人確認情報

別紙1

平成23年 第100号

遺言公正証書

本公証人は、平成23年12月20日、遺言者民事二郎の囑託により、証人山川太郎、同海川次郎の立会いの下に、遺言者の口述の趣旨を次のとおり筆記し、この証書を作成する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する下記1の不動産（土地）の所有権のうち持分3分の1並びに同2の預貯金及び同3の株式の全てを遺言者の妻民事冬子（昭和28年10月1日生，住所【略】）に相続させる。

記

1 不動産

所 在 東京都新宿区甲町一丁目

地 番 22番3

地 目 宅地

地 積 65.43m²

2 預貯金【略】

3 株式【略】

第2条 遺言者は、第1条記載の不動産の所有権のうち持分3分の2を、遺言者の長男亡民事太一の妻民事夏子（昭和56年8月1日生，住所【略】）に遺贈する。

第3条 遺言者は、遺言者の有する下記の不動産（土地）を遺言執行者をして換価処分させ、その換価処分によって得た代金から、遺言者の借入金，入院費用，未払の租税公課及びその他一切の債務並びに本遺言の執行に要する費用を控除した残額を、公益社団法人ジャスティス（主たる事務所【略】）に遺贈（寄付）する。

記

所 在 東京都新宿区乙町四丁目

地 番 55番6

地 目 宅地

地 積 98.76m²

第4条 遺言者は、本遺言の遺言執行者に法務春男（昭和28年6月3日生，住所【略】）を指定する。

本旨外要件

東京都新宿区甲町一丁目1番1号

会社役員

遺言者 民事二郎

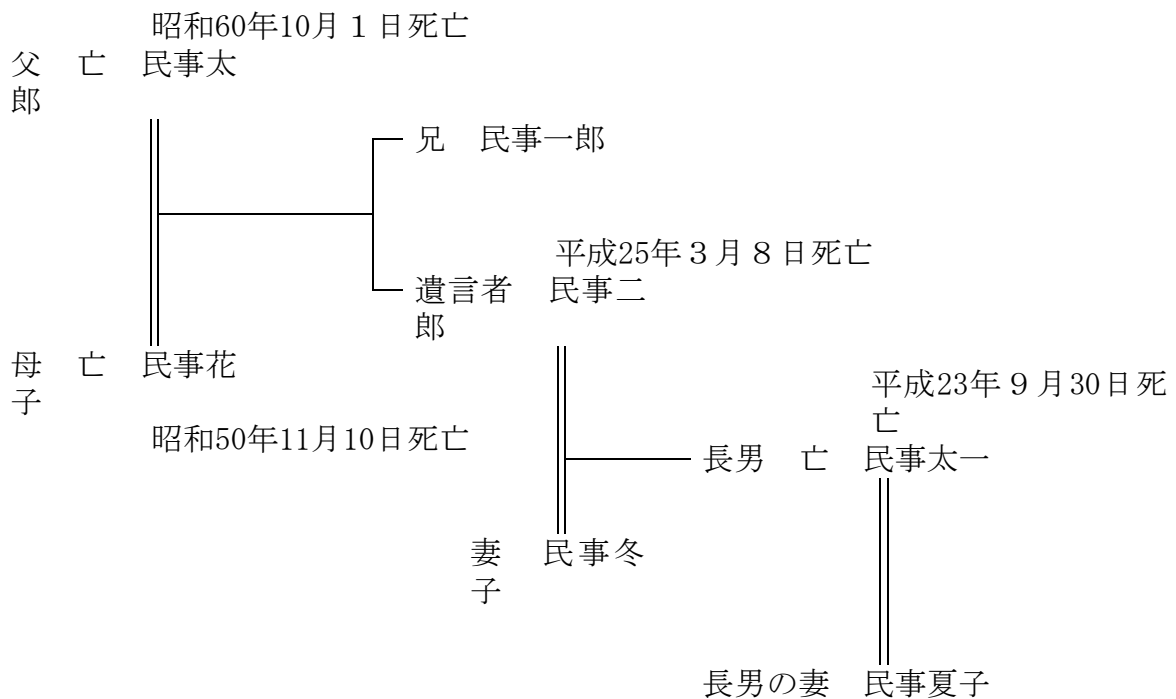
昭和17年5月2日生

上記遺言者は、印鑑証明書の提出により人違いでないことを証明させた。

(以下省略)

別紙2

遺言者 民事二郎 相続関係説明図



別紙3

東京都新宿区甲町1丁目22-3

全部事項証明書(土地)

表題部(土地の表示) ●調製【略】 ●不動産番号【略】

地図番号□余白●筆界特定□余白

所在●新宿区甲町一丁目●□余白

①地番●②地目●③地積 m²●原因及びその日付 [登記の日付]

22番3●宅地●65 43●□余白

余白●余白●余白●昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記

【略】

権利部（甲区）（所有権に関する事項）

順位番号

1

2

3

登記の目的

所有権移転

所有権移転

民事一郎持分全部移転

受付年月日・受付番号

昭和30年2月21日

第1111号

昭和63年12月23日

第2222号

平成4年4月1日

第3333号

権利者その他の事項

原因 昭和30年2月21日売買

所有者 世田谷区丁町45番地

民事太郎

順位1番の登記を移記

原因 昭和60年10月1日相続

共有者 市川市戊町一丁目23番地

持分2分の1 民事一郎

鎌倉市丙町987番地

2分の1 民事二郎

代位者 千葉市己町67番地

株式会社ABC銀行

代位原因 昭和61年2月3日設定の抵当権設定

登記請求権

順位2番の登記を移記

原因 平成4年4月1日売買

所有者 鎌倉市丙町987番地

持分2分の1 民事二郎

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号

1

2

登記の目的

民事一郎持分抵当権設定

1番抵当権抹消

受付年月日・受付番号

昭和63年12月23日

第2223号

平成4年4月1日

第3332号

権利者その他の事項

原因 昭和61年2月3日金銭消費貸借同日設定

債権額 金2,000万円

利息 年5%

損害金 年14.5%（年365日日割計算）

債務者 市川市戊町一丁目23番地

民事一郎

抵当権者 千葉市己町67番地

株式会社ABC銀行

順位1番の登記を移記

原因 平成4年4月1日解除

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成25年7月1日

東京法務局新宿出張所 登記官 ○ ○ ○ ○ □印

別紙4

東京都新宿区乙町4丁目55-6

全部事項証明書（土地）

表題部（土地の表示）●調製【略】●不動産番号【略】

地図番号□余白●筆界特定□余白

所在●新宿区乙町四丁目●□余白

①地番●②地目●③地積 m²●原因及びその日付 [登記の日付]

55番6●宅地●98 76●□余白

□余白●□余白●□余白●昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記

【略】

権利部（甲区）（所有権に関する事項）

順位番号

1

登記の目的

所有権移転

受付年月日・受付番号

平成2年6月2日

第5555号

権利者その他の事項

原因 平成2年6月2日売買

所有者 鎌倉市丙町987番地

民事二郎

順位1番の登記を移記

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号

1

登記の目的

抵当権設定

受付年月日・受付番号

平成11年7月4日

第6666号

権利者その他の事項

原因 平成11年7月4日金銭消費貸借同日設定

債権額 金1,000万円

利息 年2.7%

損害金 年14%（年365日日割計算）

債務者 鎌倉市丙町987番地

民事二郎

抵当権者 千代田区庚町七丁目8番9号

有限会社甲乙丙興産

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

平成25年7月1日

東京法務局新宿出張所 登記官 ○ ○ ○ ○ □印

別紙5

不動産売買契約書

不動産の表示

東京都新宿区乙町四丁目55番6 宅地 98.76㎡

売主民事二郎遺言執行者法務春男と買主司法秋男は、上記不動産について、次のとおり、売買契約を締結した。

第1条 売主は、買主に対し、本日、上記の不動産を金7,500万円にて売り渡し、買主は、これを買受けた。

第2条 買主は、売主に対し、平成25年7月5日限り、第4条の所有権の移転の登記の申請に必要な書類の引渡しと引換えに、上記の売買代金を支払う。

第3条 上記の不動産の所有権は、買主が売買代金の全額を支払い、売主がこれを受領したときに、売主から買主に移転する。

第4条 売主は、買主に対し、平成25年7月5日限り、上記の売買代金の支払と引換えに、上記の不動産の所有権の移転の登記の申請に必要な書類を引き渡す。

第5条 売主は、上記の不動産について、本売買契約に基づく所有権の移転の登記を申請する前に、その責任と負担において、担保権、用益権等、買主の完全な所有権の行使を阻害する一切の負担を除去するものとし、その担保権、用益権等が登記されている場合には、その登記を抹消しなければならない。

(以下省略)

平成25年6月7日

売主 住所【略】

氏名 民事二郎遺言執行者 法務春男 印

買主 住所【略】

氏名 司法秋男 印

別紙 6

債務弁済証書

平成25年 7 月 5 日

民事二郎遺言執行者

法 務 春 男 殿

東京都千代田区庚町七丁目 8 番 9 号

株式会社 甲乙丙興産

代表取締役 甲乙丙一郎 ○印

当社は、本日、下記不動産に設定された下記抵当権の被担保債権（民事二郎氏に対する平成11年 7 月 4 日付金銭消費貸借契約による貸付金残金、当初債権額金1,000万円）、利息及び遅延損害金につき、その全額金300万円の弁済を受けました。

記

不動産の表示

新宿区乙町四丁目55番 6 宅地 98.76㎡

抵当権の表示

平成11年 7 月 4 日東京法務局新宿出張所受付第6666号

別紙 7

現在事項一部証明書

東京都千代田区庚町七丁目 8 番 9 号

株式会社甲乙丙興産

会社法人等番号 0100-02-*****

商号

本店

公告をする方法

会社成立の年月日

役員に関する事項

登記記録に関する事項

株式会社甲乙丙興産

東京都千代田区庚町七丁目8番9号

官報に掲載してする

平成2年8月14日

取締役 甲乙丙 一郎

平成24年11月1日就任

平成24年11月2日登記

東京都千代田区庚町七丁目8番9号

代表取締役 甲乙丙 一郎

平成24年11月1日就任

平成24年11月2日登記

平成24年6月29日有限会社甲乙丙興産を商号変更し、移行したことにより設立

平成24年6月29日登記

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の一部であることを証明した書面である。

平成25年7月1日

東京法務局

登記官 ○ ○ ○ ○ □印

別紙 8

住民票（除票）

氏名●民事二郎

生年月日●昭和17年5月2日●性別 男●続柄 本人●住民となった年月日●

平成12年1月1日●住民票コード【略】

住所●東京都新宿区甲町1丁目1番1号

世帯主●民事二郎

本籍●【略】●筆頭者●民事二郎

平成12年1月1日 神奈川県鎌倉市丙町987番地から転入●平成12年1月7日

転入届出

平成25年3月11日 戸籍の届出により消除

死亡年月日 平成25年3月8日

この写しは、除かれた住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成25年7月1日

新宿区長 ○ ○ ○ ○ □印

別紙 9

登記原因証明情報

1 登記申請情報の要項

(1) 登記の目的 【略】

(2) 登記の原因 【略】

(3) 当事者 登記権利者【略】

登記義務者【略】

(4) 不動産 東京都新宿区乙町四丁目55番6 宅地 98.76㎡

2 登記の原因となる事実又は法律行為

・ 民事二郎は、平成23年12月20日、遺産である上記の不動産を換価処分し、その換価代金から、同人が負担する一切の債務及び遺言の執行に要する費用を

控除した残額を公益社団法人ジャスティスに遺贈する旨とともに、遺言執行者に法務春男を指定する旨の遺言をした。

- ・ 民事二郎は、平成25年3月8日、死亡した。
- ・ 法務春男は、民事二郎遺言執行者への就職を承諾した。

(X)

- ・ よって、上記の不動産の所有権は、同日、登記権利者に移転した。

上記のとおり、相違ない。

東京法務局新宿出張所 御中

平成25年7月5日

登記権利者 【略】

登記義務者 【略】

第37問 司法書士法務花子は、平成25年7月5日、事務所を訪れた株式会社甲野商事の代表取締役から、別紙1から5までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受け、別紙6の聴取記録のとおり事情を聴取し、確認をした。司法書士法務花子は、株式会社甲野商事の代表取締役に対し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明し、同代表取締役から、必要となる登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。司法書士法務花子は、この依頼に基づき、管轄登記所に対し、平成25年7月8日に登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1から問3までに答えなさい。

問1 平成25年7月8日に東京法務局渋谷出張所宛てに申請をすべき登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第1欄に記載しなさい。

問2 平成25年7月8日に東京法務局渋谷出張所宛てに申請をすべき登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登録免許税の額を、その内訳を示して、第37問答案用紙の第2欄に記載しなさい。

問3 株式会社甲野商事の代表取締役から受領した書面及び聴取した内容のうち、登記することができない事項がある場合には、当該事項及びその理由を第37問答案用紙の第3欄に記載しなさい。

(答案作成上のその他の注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調えられており、所要の記名・押印がされているものとする。
- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合でも、援用しないものとする。
- 3 解答欄の各欄に記載すべき事項がない場合には、該当の欄に「なし」と記載すること。
- 4 被選任者及び被選定者の就任承諾は、選任され、又は選定された日に適法に得られているものとする。
- 5 支店移転については、その決定がされた日に現実の移転がされているものとする。
- 6 東京都渋谷区は、東京法務局渋谷出張所の管轄である。
- 7 登記申請に伴って必要となる印鑑の提出の手続は、適法にされるものとする。
- 8 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 9 訂正、加入又は削除をしたときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。

別紙 1

【平成25年 7 月 5 日現在の株式会社甲野商事に係る登記記録の抜粋】

商号

本店

公告をする方法

発行可能株式総数

発行済株式の総数並びに種類及び数

資本金の額

株式の譲渡制限に関する規定

役員に関する事項

支配人に関する事項

支店

株式会社甲野商事

東京都渋谷区甲町 1 番地

官報に掲載してする

800株

200株

金1000万円

当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

取締役 A●平成20年 9 月29日 重任

取締役 B●平成20年 9 月29日 重任

取締役 C●平成20年 9 月29日 重任

東京都渋谷区甲町 2 番地代表取締役 A●平成20年 9 月29日 重任

東京都豊島区乙町 1 番地

B

営業所 東京都新宿区丙町 1 番地

1

東京都新宿区丙町 1 番地

別紙 2

【株式会社甲野商事の変更前の定款】

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社甲野商事と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 書籍、出版物の販売
- 2 衣料品、日用雑貨品の販売
- 3 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第8条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録がされた議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第9条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(決議の方法)

第10条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第11条 当社は、取締役3名以内を置く。

(取締役の選任)

第12条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(代表取締役)

第13条 当社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

(取締役の任期)

第14条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

第5章 計 算

(事業年度)

第15条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

別紙3

【平成25年5月25日開催の株式会社甲野商事の臨時株主総会の議事の概要】

第1号議案 資本金の額の減少の件

下記のとおり、可決承認された。

記

1. 減少する資本金の額 金1000万円

なお、資本金の額については、その全額を減少し、0円とするものとする。

2. 資本金の額の減少の効力発生日 平成25年6月28日

第2号議案 募集株式の発行に関する件

下記のとおり、可決承認された。

記

1. 募集株式の数 200株

2. 募集株式の払込金額 1株につき金5万円

3. 払込期日 平成25年6月28日

4. 増加する資本金の額 金1000万円

5. 割当方法 全株式を株式会社乙野商事から申込みがあることを条件に株式会社乙野商事に割り当てる。

6. 払込取扱場所 東京都渋谷区乙町1番地

株式会社丙銀行 渋谷支店

口座名義：株式会社甲野商事

口座番号：普通預金 0112233

7. 発行条件 発行済株式の全部を第1号議案の資本金の額の減少の効力発生日に、会社が株主から無償で取得し、平成25年6月28日付けで消却することを条件として、募集株式の発行の効力を発生させるものとする。

別紙4

【平成25年6月28日開催の株式会社甲野商事の臨時株主総会の議事の概要】

第1号議案 定款一部変更の件

別紙「新旧対照表」のとおり定款の一部変更を求めたところ、可決承認された。

第2号議案 取締役及び監査役選任の件

次のとおり、可決承認された。

取締役D 取締役E 取締役F

監査役G

なお、被選任者はその就任を承諾した。

別紙「新旧対照表」

(変更前)

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

第8条～第10条 (略)

第4章 取締役

(新設)

(取締役の員数)

第11条 当社は、取締役3名以内を置く。

(取締役の選任)

第12条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(代表取締役)

第13条 当社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

(新設)

(新設)

(取締役の任期)

第14条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(新設)

(新設)

(新設)

第5章 計 算

(事業年度)

第15条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

(変更後)

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第8条～第10条 (同左)

第4章 株主総会以外の機関・役員

(取締役会の設置)

第11条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第12条 当会社は、取締役5名以内を置く。

(削る。)

(代表取締役)

第13条 当会社は、代表取締役1名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。

(監査役の設置及び監査役の員数)

第14条 当会社は、監査役2名以内を置く。

(取締役及び監査役の選任)

第15条 取締役及び監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第16条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 (同左)

3 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第17条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

第18条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

第5章 計 算

(事業年度)

第19条 (同左)

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

別紙 5

【平成25年6月28日開催の株式会社甲野商事の取締役会の議事の概要】

第1号議案 代表取締役選定の件

議長は、当会社の代表取締役を選定したい旨を述べ、慎重に協議した結果、全員一致をもって、次のとおり選定した。

なお、被選定者は、その就任を承諾した。

住所 東京都新宿区戊町2番地

代表取締役 D

第2号議案 支配人解任の件

議長は、Eから、Bが当会社の支配人として不適任であるので、Bを支配人から解任したい旨の提案があったことを述べ、慎重に協議した結果、全員一致をもって、Bの支配人からの解任を承認可決した。

別紙 6

【司法書士法務花子の聴取記録】

1 株式会社甲野商事の平成25年7月5日現在における登記記録の概要は、別紙1記載の登記記録の抜粋のとおりであり、後記7による変更前の定款は、別紙2記載のとおりである。

2 株式会社甲野商事は、現に債務超過の状態であり、その状態を解消するため、平成25年5月24日付け官報において資本金の額の減少の効力発生日を同年6月28日とする旨の公告を行い、かつ、知れている債権者全員に対し、各別の催告を行った。この資本金の額の減少について異議を述べた債権者が1名いたが、株式会社甲野商事は、当該債権者に対し、その債務の全額を弁済し、同日までに、資本金の額の減少に関する全ての手続を完了した。

3 株式会社甲野商事は、平成25年5月25日午前10時から午前11時までの間、臨時株主総会を開催した。当該臨時株主総会には、発行済株式総数200株を有する株主の全員が出席し、その議事の概要は、別紙3記載のとおりである。

なお、第2号議案については、株主の全員が賛成した。

4 株式会社甲野商事の取締役であるA及びCは、平成25年5月25日、同年6月28日付けで発行済株式の全部を会社が無償で取得すること及び取得した自己株式200株の全てについて消却することを決定し、株主全員との間で、同年6月28日付けで合計200株をそれぞれから取得する旨を合意した。

5 取締役A及び取締役Cは、平成25年6月18日、東京都新宿区丙町1番地の支店を同月25日に東京都中央区丁町1番地に移転することを決定した。

6 東京家庭裁判所は、Bについて後見開始の審判をし、当該審判は、平成25年6月26日に確定した。

7 株式会社乙野商事は、200株の募集株式の引受けの申込みをし、平成25年6月28日正午にその払込金額の全額を払い込み、株主となった。これを受けて、株式会社甲野商事は、同日午後1時から午後2時までの間、臨時株主総会を開催した。当該臨時株主総会には、株式会社甲野商事の唯一の株主である株式会社乙野商事が出席した。議事の概要は、別紙4記載のとおりであり、これにより、別紙4の「別紙新旧対照表」のとおり、定款が変更された。

8 株式会社甲野商事は、平成25年6月28日午後2時30分から午後3時までの間において、取締役及び監査役の全員が出席して、取締役会を開催した。その議事の概要は、別紙5記載のとおりである。